

議案第 13 号

財産の無償譲渡(黒保根地区ブロードバンド設備)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 15 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

- 1 無償譲渡する財産
黒保根地区ブロードバンド整備事業にて整備した光ファイバケーブル等一式
- 2 無償譲渡の相手方
高崎市高松町 3 番地
東日本電信電話株式会社 群馬支店
支店長 井原 智直
- 3 無償譲渡日
令和 7 年 4 月 1 日

議 案 説 明

議案第 13 号 財産の無償譲渡(黒保根地区ブロードバンド設備)について

平成 23 年 2 月に整備した黒保根地区ブロードバンド設備について、民間事業者へ無償譲渡するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。